

**平成20年12月山口県議会：岡村精二一般質問と答弁（再質問・再々質問あり）  
（青少年健全育成条例関係のみ）**

**教育問題について、**

**青少年健全育成条例の改正、特に有害図書の規制について、お尋ねいたします。**

平成18年、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境から青少年を保護するため、山口県は「青少年健全育成条例」の一部を改正しました。

深夜における営業用個室への立入制限や深夜外出に関する規制の強化を行い、特に有害図書の規制については、罰則規定まで設けた、日本一厳しいものとなりました。

条例改正を強く要望した議員として、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、その規制レベルは欧米に比べれば、非常に低く、コンビニでは区分陳列が行われているにもかかわらず、相変わらず、ヌード写真が掲載された週刊誌が、子ども向の雑誌と一緒に販売されているのが実情です。

ヌード写真が掲載されている週刊誌を堂々と、書店やコンビニで販売している国は、日本だけです。海外のコンビニでは、すべてビニールカバーをして販売しています。外国人に言わせると、日本のコンビニはポルノショップだそうです。

ポルノ雑誌やテレビも過激ですが、インターネットはもっと過激です。完全無修正のポルノ画像はもちろんですが、性交シーンの動画まで、配信されています。

ブラジルで開かれた「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」では日本はインターネットの先進国でありながら、児童ポルノを個人がパソコンにダウンロードするなどして所有する「所持」を容認した法律を見直しておらず、マンガやアニメなどのバーチャルな性的搾取の画像も規制していない状態であることが問題視されました。

中学生、高校生になると、自宅で、自分専用のパソコンを持っている子どもたちも多いようです。

学校での使用と違い、自由に使えるパソコンから、多くの性情報のみならず、有害サイトからの情報を得ることができます。

性犯罪も低年齢化が進んでおり、この状況を許し、知る必要のない性情報を、幼い子どもたちに教えてしまう、我々、大人の責任を強く感じます。

雑誌の規制もできない国に、インターネットの規制などできるはずありません。

本来なら、店頭に並ぶ、過激なポルノ雑誌や、ヌード写真を掲載した週刊誌は、すべてビニールカバーをさせるための条例を全国に先駆けて、山口県で制定して頂きたいと、強く願っています。

子どもたちの健全育成のためであり、思想や表現の自由、報道の自由の侵害など問題外だと思います。

さて、そのような中であって、山口県は有害図書については日本一厳しい規制を行いました。しかし、未だにその成果をコンビニや書店で見ることができません。

有害図書類の区分陳列の具体的基準については、施行規則第3条の2に定められており、その1つに「包装などをして、棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に、図書類の手前に10センチメートル以上張り出すように仕切りの板を設けること」と規定されています。

「図書類の手前に10センチメートル以上張り出すように仕切りの板を設ける」という意味は、「図書類を置く棚から10センチメートル以上離し、垂直に天井まで張り出した仕切り板を設ける」ということで、担当課と私の間で共通認識ができており、「山口県青少年健全育成条例のしおり」にもその図が掲載されました。

ところが、本年度6月議会で私が議場に配布した資料に、あるコンビニの陳列状況を示す写真を掲載し「条例どおりの指導がされていない」と指摘したところ、新しく変わった担当職員から「これは条例違反ではありません。私たちは条例どおりの指導をしています」との説明を受けました。

「山口県青少年健全育成条例のしおり」に掲載された図とは、まったく違う右の図で、コンビニや書店に指導されていました。

**まず、いつ、どのような理由で、右の図に変更されたのか、ご所見をお伺いいたします。**

また、区分陳列については、勧告に従わなかった場合、知事はその勧告に従うよう命令することができ、命令に違反したときは30万円以下の罰金または料料という罰則規定まで設けた日本一厳しい内容です。私は「図書類の手前に10センチメートル以上張り出すように仕切りの板を設ける」という項を、あっさり削除すれば、もっと厳しい条例になります。子どもを有害情報から守るという大儀さえしっかりしていれば、どんな改正もできるはずです。

**施行規則の文章が、不具合であれば、早急に修正し、当初示した図のとおり指導をコンビニや書店に行ってくださいと考えますが、ご所見をお伺いいたします。**

### 【再質問】

有害図書規制について、再質問をさせていただきます。

今村健康福祉部長にお尋ねします。

改正前の子ども未来課と私の条例解釈に対する認識は、間違いなく「山口県青少年健全育成条例のしおり」に記載してあるとおりだったはずです。

条例解釈の認識が変わっていないのなら、条例の規則に当たる文章の不備が、解釈にあたっての誤解を招いたものだと考えます。

ならば、誤解を招かない条文に修正すれば済むことと考えます。

先日、大阪府の橋下知事が小中学生の携帯電話の使用制限を記者発表しましたが、事前にドコモやソフトバンクに相談して決めたわけではありません。

知事の判断で決めたことだと思います。

「子どもを有害環境から守る」という大儀がしっかりしていれば、コンビニ業界や書店など気にする必要はありません。

私は認識が変わってしまったから、図を変えたと思っています。

認識が変わっていないのなら、規則を誤解のないように修正すべきと考えますが、ご所見を伺いいたします。

次に、藤井教育長にお尋ねします。

山口県の未来を担う青少年を育成するという意味からも「子どもたちを有害環境から守る」ということは大変重要なことだと思います。有害図書規制に対する教育長としてのご所見をお伺いいたします。

## 答弁

### 1 教育問題について

#### (1) 有害図書類の規制について

有害図書類の区分陳列の具体的基準について、県はコンビニや書店に、条例改正時の共通認識とは異なる

指導をしているようだ。いつ、どういう理由で変更したのか。

施行規則の文章が不具合であれば、早急に変更し、当初示したとおりの指導を行っていただきたいが、所見を伺う。

#### (健康福祉部長)

教育問題に関するお尋ねのうち、有害図書類の規制についてお答えいたします。

県といたしましては、青少年の健全育成を図る観点から、平成18年10月に、「山口県青少年健全育成条例」の一部改正を行い、青少年に有害な環境の浄化に向けた取組を進めてまいりました。

この条例は、有害図書類が一定の場所に区分されていることを青少年等に認識させるため、改正前においても、陳列方法に制限を設けておりましたが、平成18年の改正で、環境浄化の実効性を更に高めることとし、県の規則で、新たに区分陳列の具体的な基準を定めることとしたものです。

お尋ねの具体的基準につきましては、お示しの資料の中程の左の図は条例改正時に、また、右の図は平成19年2月の条例施行後において、書店等の事業者や立入調査員等に、説明会などを通じて示したものです。

いずれも、規則に定める基準を満たす方法を例示したものであり、区分陳列の基準を変更したものではありませんが、青少年の健全育成に携わる方々や関係事業者等に対する説明が十分でなく、誤解を与えるような結果となりましたことにつま

しては、深くおわび申し上げます。

また、規則の変更についてですが、お示しの図は、いずれも、ビニール包装等により内容が閲覧できないようにした上で、仕切板で区分して陳列する方法であり、条例の趣旨に合致しております。

そうは申しましても、御指摘のありました左の図の区分方法は、有害図書類を青少年の目から遮断するという相乗効果の面からは望ましい方法であることから、事業者団体との会議や立入調査等の機会を捉え、書店等に対し働きかけてまいりたいと考えております。

### 【再質問】

有害図書規制について、再質問をさせていただきます。

今村健康福祉部長には、個人的にもですね、ひきこもりやリストカットするような子どもたちのことで、いつもたいへんお世話になっておりますので、再質問するのはつらいんですけども、私にとっては4回目の質問なんです、これは。で、思いは本当に強い質問なんで、再度お尋ねをしますが、改正時点での、こども未来課と私の条例改正に対する認識は、間違いなく「山口県青少年健全育成条例のしおり」にある絵のとおりなんです。条例解釈の認識が変わっていないのなら、条例規則に当たる文章の不備が、解釈にあたっての誤解を招いたものだと考えています。ならば、誤解を招かない条文に修正することで済むことだと、私は簡単に考えてしまうわけですが。

先日、大阪府の橋下知事が小中学生の携帯電話の使用制限を記者発表いたしました。事前にドコモやソフトバンクに相談をしたわけでもなく、知事の個人的な判断で決めたものだと私は思っています。「子どもを有害環境から守る」という大儀さえしっかりしていれば、コンビニ業界や書店などを気にすることはなにもありません。

私には、コンビニや書店の圧力に屈して、認識を変え、図を差し替えたものと思えてなりません。仮に認識が変わっていないならば、規則を誤解のないように修正すれば済むことではありませんか。修正しなければ、条例を改正した意味はなくて、完全な骨抜き状態です。育成条例の中の、小さな規則ではありますが、実施すれば画期的なことです。再度、規則の修正を求めますが、ご所見を是非伺いたい。

それから、平成19年の説明会までは、左の図だったはずなんです。それが、なぜ、19年に業者にするうちに、この右の図にならなきゃいけなかったか。私は、そこが理解できないですね。しかも、左側を削除しているわけですから。右の図だけで説明した理由が全くつかめません。

## （健康福祉部長）

県の、規則の修正についてのお尋ねにお答えいたします。

この条例の趣旨は、有害図書類を区分陳列することにより、青少年等に有害図書の存在を認識させるということにありまして、こうした趣旨を踏まえますと、県の規則では、区分陳列の具体的な基準を是非設けたいということで、改正しました。そして、お示しの資料の図のように、これは正確にいいますと、10センチ以上ということで、どちらの図も、基準を満たす方法でございまして、条例の解釈や区分陳列の基準自体を変えるつもりはございません。

ただ、その説明をする時点において、非常に配慮に欠けていましたこと、あるいは、そういうことをきちんと踏まえて、みなさんにご指導差し上げなかったことを、もう一度改めて、本当に申し訳ないことだと思えます。

県といたしましては、先ほど申し上げましたように、お示しの左の図の方が望ましいと思えます。それで、書店等に働きかけてまいりますけれど、規則の改正という条例の趣旨を踏まえているという意味では、規則の改正は考えておりませんので、どうぞご理解いただきたいと存じます。

## 【再質問】

山口県の未来を担う青少年を育成するという意味からも「子どもたちを有害環境から守る」ということは大変重要なことだと思う。有害図書規制に対する教育長としての所見を伺う。

## （教育長）

有害図書の規制についてのお尋ねであります。

現在、様々な情報が子どもたちを取り巻いております中で、子どもたちの健全育成を図っていくためには、子どもたちを有害情報から守ることは大変重要であると考えておりまして、そのような意味からも有害図書の規制についても適切に行われる必要があると考えております。

## 【要望】

質問をする気はありませんが、要望だけはさせていただきたいと私は思います。私は、こども未来課と話をした時には、階段状の写真のような話は一切なかったんです。10センチ離してまっすぐ上げるという話についてたものが、なぜこうなったのか、未だに私は理解出来ません。しかも、写真をねじ曲げてまで業界に説明する必要があるのかどうか、写真を変える必要はなかったんじゃないかと私は思うんですが、私は、あくまでも条例を修正すべきだと要望して終わります。

